

第5期広島県地球温暖化対策実行計画  
(改定版)  
～県の事務事業に起因するCO<sub>2</sub>等削減計画～  
(案)

令和3(2021)年5月

令和5(2023)年〇月改定

広島県

# 目 次

1	背景	
(1)	気候変動の影響	3
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
2	計画改定の経緯等	
(1)	これまでの計画	5
(2)	改定の経緯	5
(3)	旧計画（第5期県実行計画）の概要	6
(4)	旧計画の課題	6
(5)	計画の改定方針	7
3	改定計画の基本的事項	
(1)	計画の位置づけ	8
(2)	計画の期間	9
(3)	計画の対象とする温室効果ガス	9
(4)	計画の対象範囲	9
(5)	計画の対象機関	9
4	温室効果ガスの排出状況	
(1)	温室効果ガス排出量の推移	10
(2)	項目別の温室効果ガス排出量の推移	11
(3)	温室効果ガス排出量の増減要因	11
5	温室効果ガスの排出削減目標	
(1)	目標設定の考え方	12
(2)	温室効果ガスの削減目標	12
6	目標達成に向けた取組	
(1)	取組の基本方針	12
(2)	主な削減対策と削減見込み量	13
(3)	その他の削減対策	14
7	進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1)	推進体制	16
(2)	点検・評価・見直し体制	16
(3)	進捗状況の公表	17

## 1 背景

### ▶ポイント

- 人間の活動が温暖化させてきたことに疑う余地はない（IPCC 第6次報告書）
- 気温上昇を 1.5°Cの水準に抑えるためには 2050 年カーボンニュートラルが必要
- 政府は政府自身の事務事業から排出する温室効果ガス削減目標を 2030 年 50%削減（2013 年比）と設定

### （1）気候変動の影響

近年、豪雨や、猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあります。気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。広島県でも、平成 30（2018）年 7 月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を受けました。

令和 3（2021）年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されており、地球温暖化への対応が求められています。

### （2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27（2015）年、フランス・パリにおいて、COP21 が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2°C より十分下方に抑えるとともに、1.5°C に抑える努力を追求することなどが設定されました。その後、発効要件である、締約国数 55 か国及びその排出量が世界全体の 55% を満たし、平成 28（2016）年 11 月にパリ協定が発効しました。

平成 30（2018）年に公表された IPCC 「1.5°C 特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°C を十分下回り、1.5°C の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub> 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### （3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

国においては、令和 2（2020）年 10 月、2050 年までに、温室効果ガスの排出

を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標をこれまでの「2013年度比26%削減」から「2013年度比46%削減」に大幅に強化し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3（2021）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の改定が閣議決定されました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

令和3（2021）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）が改定されました。改定された政府実行計画では、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

### 政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

**新計画に盛り込まれた主な取組内容**

<p><b>太陽光発電</b> 設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の<b>約50%以上に太陽光発電設備を設置</b>することを目指す。</p> 	<p><b>新築建築物</b> 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに<b>新築建築物の平均でZEB Ready相当</b>となることを目指す。</p> <p style="font-size: x-small;">※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を行った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを行った建築物</p>
<p><b>公用車</b> 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに<b>全て電動車</b>とする。</p>  <p style="font-size: x-small;">※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p><b>LED照明</b> 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに<b>100%</b>とする。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p><b>再エネ電力調達</b> 2030年までに各府省庁で調達する電力の<b>60%以上を再生可能エネルギー電力</b>とする。</p> </div> </div>
<p><b>廃棄物の3R + Renewable</b> プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の<b>3R + Renewable</b>を徹底し、<b>サーキュラーエコノミーへの移行</b>を総合的に推進する。</p>  <p style="font-size: x-small;">合同庁舎5号館内のPETボトル回収機</p>	

出典：環境省（令和3年10月）「政府が事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため

実行すべき措置について定める計画の概要」 <<https://www.env.go.jp/content/900449121.pdf>>

なお、地球温暖化対策計画では、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うよう求めています。

## 2 計画改定の経緯等

### ▶ポイント

- 旧計画では温室効果ガス削減目標が 2030 年 20%削減となっており、政府と同水準（2030 年 50%）に引き上げる必要あり
- 計画期間や計画対象、算定方法を見直し国の基準と合わせる必要あり
- 削減対策に定量的な成果指標を設定する必要あり

### （1）これまでの計画

県では、県自らの事務事業から排出される温室効果ガスの削減については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、平成 12 年度から 5 期に渡り「広島県地球温暖化対策実行計画」（以下、「県実行計画」という。）を策定してきました。

令和 3（2021）年 5 月に策定した第 5 期県実行計画では、計画期間を令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とし、令和 7（2025）年度における温室効果ガス排出量を 15.8%削減（平成 25（2013）年度比）すると設定しており、その計画に基づき取組を行ってきました。

### （2）改定の経緯

政府は令和 3（2021）年 10 月に政府実行計画を改定し、政府の事務・事業から排出される温室効果ガスを 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）するとして目標を見直しました。

また、同じく令和 3（2021）年 10 月に改定された地球温暖化対策計画では、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うよう求めています。

#### 【参考】地球温暖化対策計画（抜粋）

##### 第 3 節 公的機関における取組

##### ＜地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容＞

具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

一方で、令和3（2021）年5月に策定した第5期県実行計画では、2030年度までに20%削減（2013年度比）する目論見となっており、地球温暖化対策を巡る国内外の動向を踏まえ、政府実行計画に準じて、率先した取組を実施できるよう県の実行計画を改定します。

### （3）旧計画（第5期県実行計画）の概要

#### ①計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

#### ②計画の対象とする温室効果ガス

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFCの4種類

#### ③計画の対象範囲

- ・ 県が実施する事務事業全般
- ・ ただし、県民の安全・安心や県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい業務・項目は対象外
- ・ 管理運営委託をしている施設や指定管理施設は、削減目標の対象外

#### ④計画の対象機関

次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校，警察署等を含む。）

知事部局（広島県行政組織規則に定める機関），企業局，病院事業局，県議会，教育委員会，警察本部，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局，広島海区漁業調整委員会事務局

#### ⑤削減目標

令和7（2025）年度における温室効果ガス排出量15.8%削減（平成25（2013）年度比）

#### ⑥削減対策

- ・ 省資源・省エネルギー対策の推進
- ・ 廃棄物の減量化，リサイクルの推進
- ・ 環境に配慮した製品等の購入・使用
- ・ 建築物の建設・管理等に関する配慮
- ・ 職員の環境保全意識の向上

### （4）旧計画の課題等

#### ①計画の期間

旧計画の期間については、令和3年（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間としていますが、政府実行計画の期間が令和12（2030）年度までの期間とすることから、政府実行計画に合わせた県計画の期間とする必要があります。

#### ②計画の対象範囲

旧計画の対象範囲については、県民の安全・安心や県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい業務・項目等（次の表）についてはこれまで対象外としてきました。

## 県民生活の安全等に係る業務・項目

区 分	内 容
病 院	電気，ガス，重油及び麻酔剤（笑気ガス）の使用
水道事業	電気の使用
船 舶	漁業取締船・調査船及び警察用船舶の軽油の使用
警 察	ガソリン及び軽油の使用，走行距離，HFC エアコン冷媒
航 空 機	防災及び警察ヘリコプターの燃料の使用
農業関係	試験研究機関，農業高校等での窒素含有肥料の使用，家畜のふん尿・ゲップ等

一方で地方公共団体が実行計画を策定する際の技術的な助言という位置づけで国が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定マニュアル」では，単に排出量の削減が困難な区分であることを理由に，算定対象外とすべきでないとしており，このマニュアルに基づき，対象範囲を見直す必要があります。

また，管理運営委託をしている施設，指定管理施設は計画の対象外としていますが，国の地球温暖化対策計画では，指定管理者制度等により実施する事業についても受託者に対し，可能な限り削減措置を講ずるよう要請するとあり，対象施設についても見直す必要があります。

### ③温室効果ガスの算定方法

旧計画で電気の使用に伴う温室効果ガス排出量を算定する際には，毎年変更される電気排出係数の改定による影響を除外し，省エネによる削減量のみを評価するため，基準年度である平成 25 年度の排出係数（電気 0.719）を各年度の算定に用いてきました。

一方で，CO<sub>2</sub> を排出しない再生可能エネルギーの創出や排出係数の低い電力を選定して調達していく温室効果ガス削減の取組についても評価していく必要があり，算定方法について見直す必要があります。

### ④温室効果ガス削減対策の取組

旧計画の削減対策の取組では，各取組について，定性的な取組内容としていますが，温室効果ガス削減目標達成を着実に目指すに当たり，各削減対策について可能な限り定量的な目標を設定し，削減見込み量を算定した上で，取組を実施・評価・取組の見直しを行う PDCA サイクルを導入する必要があります。

## （５）旧計画の課題を踏まえた計画の改定方針

（４）の課題を踏まえ，改定計画では次の方針のとおりとします。

### ①計画の期間

政府実行計画に合わせ，平成 25（2013）年度を基準年度とし，令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度末までを計画期間とします。

### ②計画の対象範囲

計画の対象範囲は，県が実施する事務事業全般とし，旧計画で設定していた対象外項目は設定しません。

また、管理運営委託をしている施設や指定管理施設についても、新たに削減目標の対象に含め、温室効果ガス排出量を算定し、削減対策の取組対象とします。

### ③温室効果ガスの算定方法

電気の使用に係る温室効果ガス排出量の算定には、基準年度（平成 25 年度）の排出係数ではなく、温暖化対策法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用します。

また、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検にあたっては調整後排出係数を用いて算定された排出量を併せて公表するとともに、温室効果ガス排出量の削減目標の達成は調整後排出係数を用いて算定した排出量により評価することとします。

### ④温室効果ガス削減対策の取組

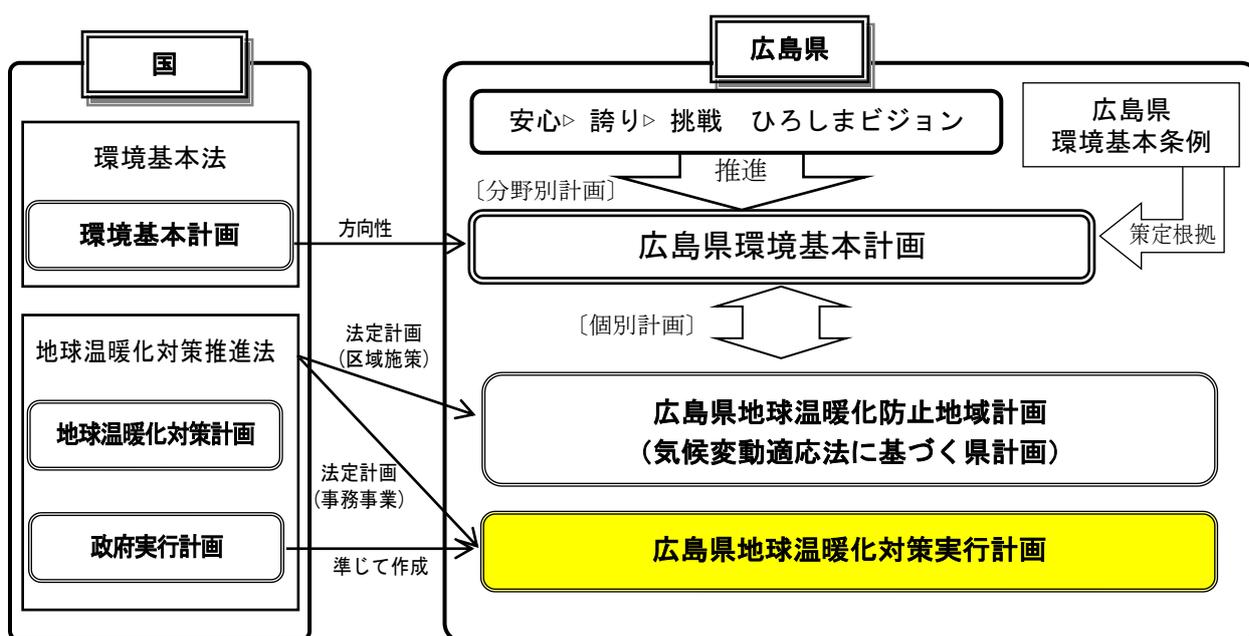
温室効果ガス削減対策の取組には、目標達成の進捗を管理するため、可能な限り定量的な成果指標を設定し、PDCA サイクルにより着実に温室効果ガス削減目標の達成を目指すこととします。

## 3 改定計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、県が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として策定します。

本計画の確実な実施により、令和 5 年 3 月に改定した第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画における目標の達成にも資することとなります。



**【参考】地球温暖化対策推進法〔抜粋〕**

(地方公共団体実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

**(2) 計画の期間**

平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度末までを計画期間とします。

また、計画の途中期間であっても、新たな国の動向など社会情勢の変化等が生じた場合や、点検結果等を踏まえ改定の必要性が生じた場合等、必要に応じて見直しを行います。

**(3) 計画の対象とする温室効果ガス**

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFC の 4 種類（旧計画と同じ）

※PFC（パーフルオロカーボン）、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については、県の事務事業に関して、排出することが想定されないため、対象外とする。

**(4) 計画の対象範囲**

県が実施する事務事業全般とします。

また、管理運営委託をしている施設や指定管理施設についても、削減目標の対象に含めることとします。

**(5) 計画の対象機関**

計画の対象機関は、次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校，警察署等を含む。）とします。

知事部局（広島県行政組織規則に定める機関），企業局，病院事業局，県議会，教育委員会，警察本部，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局，広島海区漁業調整委員会事務局

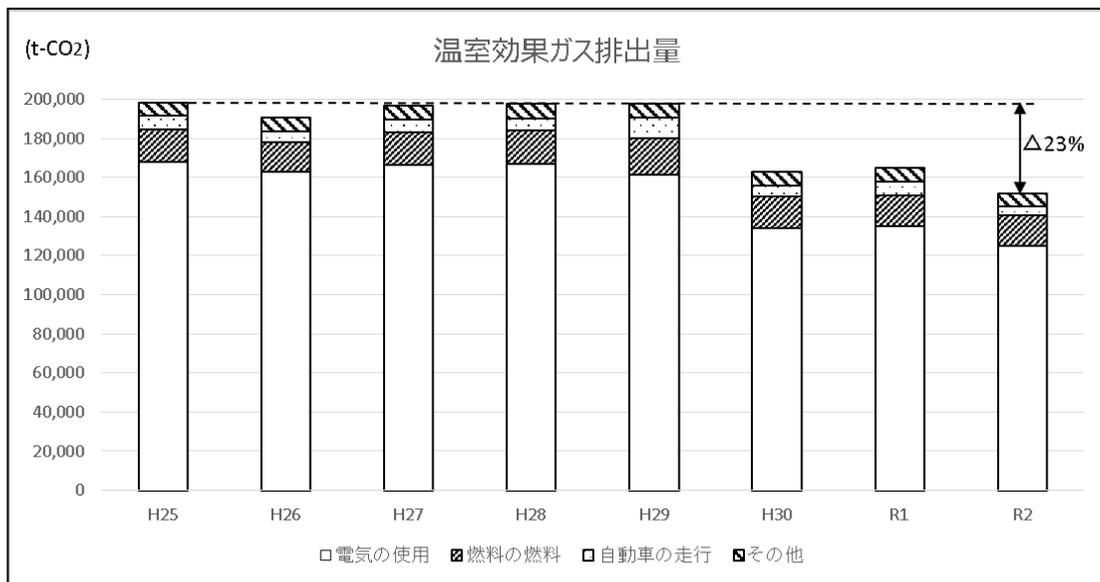
#### 4 温室効果ガスの排出状況

##### ▶ポイント

- 温室効果ガス排出量は現状（2020年度）で23%減（2013年度比）
- 温室効果ガス排出の約8割は「電気の使用」

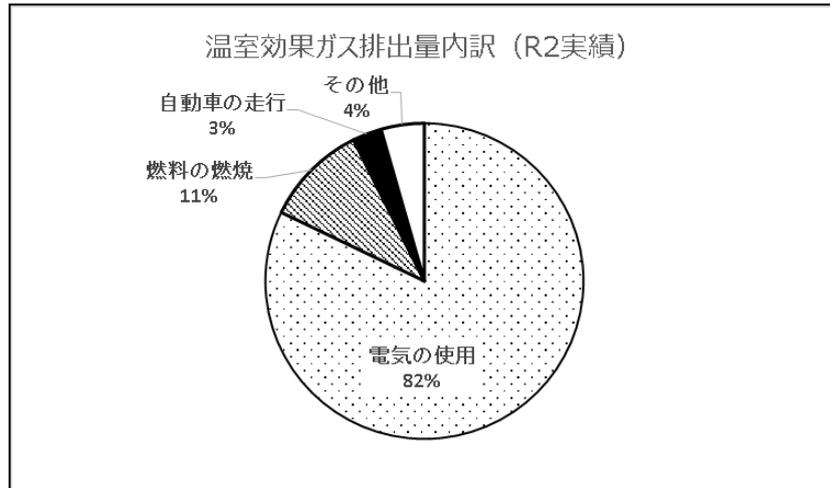
##### (1) 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量は基準年度の平成25(2013)年度において、198,218 t-CO<sub>2</sub>、直近年度の令和2(2020)年度は、151,927 t-CO<sub>2</sub>であり、現状で23%削減しています。



年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	198,218	190,510	196,629	197,463	197,570	162,971	164,843	151,927
基準年度からの削減率(%)	基準年度	△3.9	△0.8	△0.4	△0.3	△17.8	△16.8	△23.4

また、令和2(2020)年度の温室効果ガス排出量のうち、82%を「電気の使用」による排出が占めており、そのほか「燃料の燃焼」11%、「自動車の走行」3%、「その他」が4%となっています。



## (2) 項目別の温室効果ガス排出量の推移

項目別の温室効果ガス排出量の推移では、「電気の使用」に係る排出量割合が基準年度と比べ26%削減したほか、「公用車の使用」では、38%削減しています。

一方で、「その他（船舶、下水処理等）」の項目では6%増加しています。

項目 (t-CO <sub>2</sub> )	基準年度 H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	項目別 削減量 (割合(%))
電気の使用	167,889	163,064	166,400	166,966	161,562	134,017	135,078	124,833	43,056 (△25.6)
燃料の燃焼	16,772	14,793	16,829	17,160	18,345	16,061	15,442	15,920	853 (△5.1)
自動車の走行	7,207	5,920	6,295	6,188	10,750	5,848	7,392	4,478	2,729 (△37.9)
その他	6,349	6,734	7,104	7,150	6,913	7,045	6,931	6,696	+347 (+5.5)
合計	198,218	190,510	196,629	197,463	197,570	162,971	164,843	151,927	46,291 (△23.4)

## (3) 温室効果ガス排出量の増減要因

基準年度から令和2年度までの削減量46,291t-CO<sub>2</sub>のうち、95%が電気事業者の基礎排出係数（電気排出係数）の減による効果となっています。

一方で電気使用量は基準年度と比較して増加しており、電気排出係数の減による効果を除く電気のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量は843t-CO<sub>2</sub>増加するなど、省エネ対策が十分ではありません。

項目	電気の使用		燃料の燃焼	自動車の走行	その他	合計
	電気事業者の 基礎排出係数 減による効果	省エネによる 効果				
令和2年度までの 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	△43,899	+843	△853	△2,729	+347	△46,291
削減割合(%)	94.8	-1.8	1.8	5.9	-0.7	100%

## 5 温室効果ガスの排出削減目標

### ▶ポイント

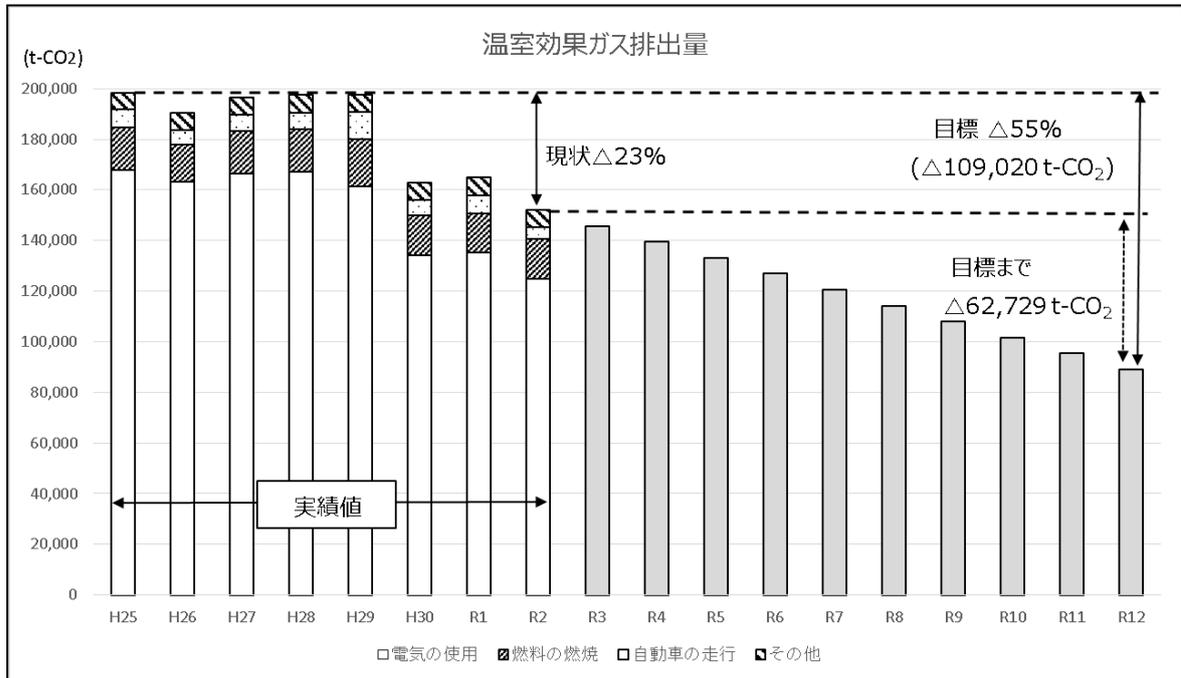
○温室効果ガス削減目標は 2030 年度 55%削減（2013 年度比）

#### (1) 目標設定の考え方

2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現や政府実行計画の 2030 年度削減目標である 50%削減等を踏まえ、県の削減目標を設定します。

#### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度を 2030 年度とし、基準年度の 2013 年度と比較して、55%削減することを目標とします。



## 6 目標達成に向けた取組

### ▶ポイント

○電気の使用に係る削減対策に重点をおき、最大限の再エネ創出と省エネ製品への切替に取り組む

○主な削減対策には定量的成果指標を設定して目標達成の進捗を管理

#### (1) 取組の基本方針

2050 年県のカーボンニュートラルの実現を見据えた、2030 年度までの中間目標（温室効果ガス排出量を 55%削減(2013 年度比)）を達成することを目的としています。

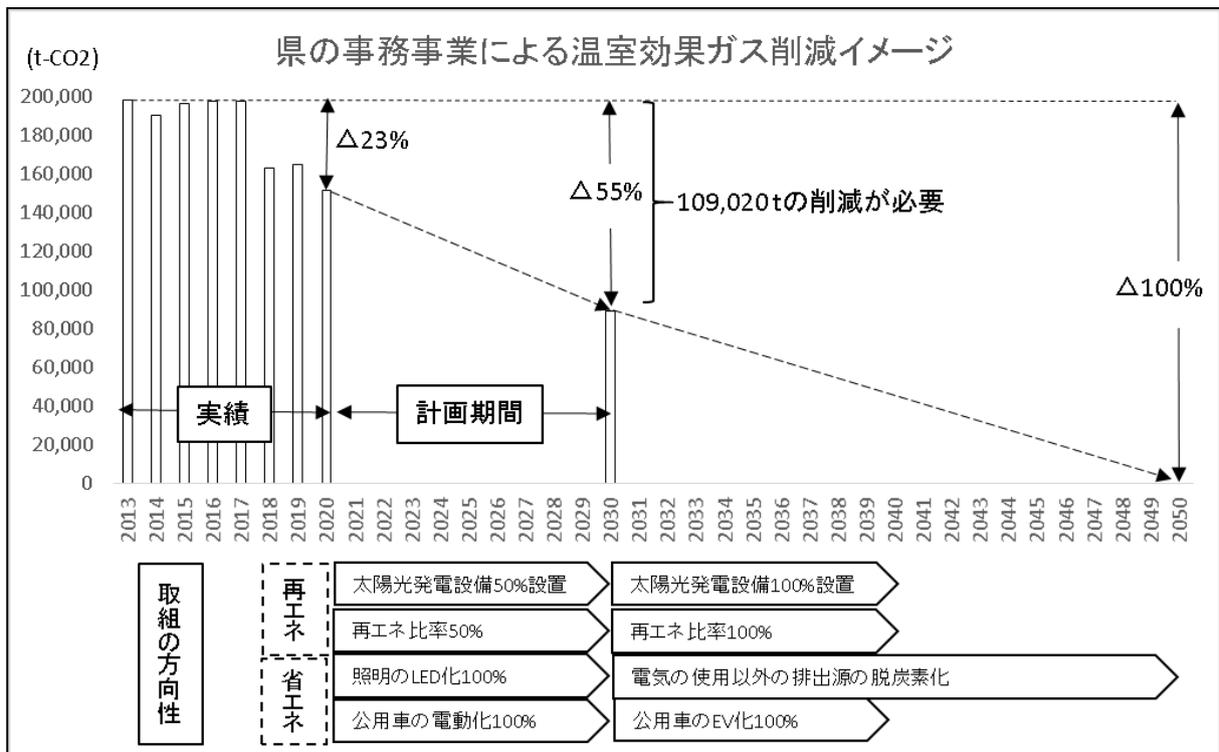
2030 年度までは温室効果ガス排出量の約 8 割を占める電気の使用に係る取組を重点的に実施していきます。

特に、県が率先して再生可能エネルギーを創出していくことは、県民・事業者への普及促進につながるため、太陽光発電設備等の県有施設への設置を最大限実施していくとともに、LED照明や公用車の電動化など省エネ製品へ切り替えを計画的に推進していくことでエネルギー使用量を削減していきます。

また、主な削減対策の取組には、目標達成の進捗を管理するため、定量的な成果指標を設定し、PDCA サイクルにより着実に温室効果ガス削減目標達成を目指していきます。

次の図は、温室効果ガス削減のイメージです。

2050年には県のネット・ゼロカーボンを実現するため、中間目標として、2030年55%削減を目指すものです。



## (2) 主な削減対策と削減見込み量

### ① 県有施設照明のLED化

令和5年度から財産管理課、警察本部、教育委員会所管施設について、LED照明への切り替えを計画的に行い、その他の単独庁舎や指定管理施設についても2030年度までに100%LED化を目指します。また、庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置していくこととします。

### ② 県設置の信号機のLED化

県設置の信号機を既存設備も含めて、計画的にLED信号機（車両用灯器、歩行者用灯器）に改修し、2030年度までに100%LED化を目指します。

### ③ 太陽光発電設備の導入

全県有施設について設置可能な建物・土地について整理した上で、令和5年度からPPAモデル\*により、太陽光発電設備を計画的に導入し、2030年度末までに

設置可能な施設・土地の50%に導入を目指します。

また、次の「④再エネ電力の調達」と合わせ、2030年度までに県で使用する電力の50%を再エネとすることを目指します。

(※)PPAモデル：PPA事業者が需要家の屋根等に太陽光発電システムを無償で設置・運用し、そこで発電した電気から需要家が電気使用量に応じてPPA事業者が電気使用料を支払うモデル。

#### ④ 再エネ電力の調達

県庁本庁舎で使用する電力について、令和5年度から電気小売事業者から再エネを調達することで100%再エネ化を目指します。その他の施設の電気小売事業者からの再エネ調達についても、「③太陽光発電設備の導入」の状況を踏まえ、調達を検討していくこととします。

#### ⑤ 公用車の電動化

更新年度（リース7年，所有12年）を迎えた公用車について、代替可能な電動車がない場合を除き、リースにより原則ハイブリッド自動車を調達していき、2030年度までに既存車両も含めて100%電動車とすることを目指します。

上記①～⑤の主な削減対策等により、2030年度までに109,847 t-CO<sub>2</sub>の削減となり、55.4%削減(2013年度比)できる見込みとなっています。①～⑤の対策は、政府実行計画の主な取組内容を参考に同水準となるよう設定しています。

区分	削減対策目標	削減見込量(t-CO2)	削減率(%)
削減対策	①県有施設照明100%LED化	25,706	13.0
	②信号機100%LED化		
	③太陽光発電設備50%導入		
	④再エネ調達		
	⑤公用車の100%電動化(HV化)		
その他	電気排出係数による減	37,850	19.1
令和2年度までの削減量		46,291	23.4
合計		109,847	55%

### (3) その他の削減対策等

#### ① グリーンボンドの発行

県の環境施策に対する県内企業等からの共感の獲得や、県内のESG投資に対する機運の醸成を図るため、「グリーンボンド」を発行します。

##### 【主な充当事業】

- ・自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業
- ・省エネルギーに関する事業
- ・グリーンビルディングに関する事業
- ・気候変動の適応に係る事業

#### ② 省資源・省エネルギー対策の推進

- ・照明の昼休憩時の消灯，週末など休日前のOA機器プラグ抜き等により，電気

使用量を削減します。

- ・「ふんわりアクセル」の実践，アイドリング・ストップの実施，公共交通機関の積極的な利用などにより，エコドライブ等を推進します。
- ・マイバッグの持参を推進します。
- ・一斉退庁日の推進やWEB会議の活用等により，業務改善を図ります。
- ・クールビズ・ウォームビズによる夏季・冬季の省エネ対策に取り組みます。

### ③ 廃棄物の減量化，リサイクルの推進

- ・庁舎等から発生する廃棄物について，市町の分別収集ルールに沿って，ごみの分別を徹底し，資源化の取組を推進します。
- ・両面印刷や2アップ印刷の徹底，WEB会議や電子決裁等の利活用により，用紙使用量を抑制します。
- ・物品の長期使用を図るとともに，全庁掲示板に掲載されているリユース物品を積極的に活用します。
- ・3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組や3010運動を推進します。

### ④ 環境に配慮した製品等の購入・使用

- ・物品等の購入に当たっては，「広島県グリーン購入方針」に基づき，環境への負荷の少ない製品の使用・購入を推進します。
- ・広島県登録リサイクル製品がある時は，登録リサイクル製品を優先的に調達します。
- ・電気の調達契約手続において，価格のみで判断するのではなく，温室効果ガスの環境負荷についても適切に考慮した契約となるよう電気の調達に係る環境配慮契約方針の策定を検討します。
- ・広島型カーボンサイクル構築に向けた取組を推進するため，カーボンリサイクル技術を活用した製品等を積極的に利用するとともに，県民や事業者へ効果的に広報するなど，カーボンリサイクル技術・製品の普及に努めます。

### ⑤ 建築物の建設・管理等における配慮

- ・計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努めます。
- ・建築物を新規に建築する際は，ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）について設計段階において検討を行い，可能な限り省エネルギー対策を徹底した設備・建築物とし，温室効果ガスの排出抑制に配慮したものとして整備します。

### ⑥ 職員の環境保全意識の向上

- ・庁内LAN（全庁掲示板等）等により，省エネ対策など環境等に関する情報や使用電力等の情報を提供します。
- ・国民運動「COOL CHOICE」の考え方を取り入れて，提供された情報を参考に，環境配慮の意識を高め，率先して行動します。

## 7 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

県では、実行計画の推進体制として、地球環境対策推進会議という局内組織により計画の管理・点検・推進を行ってまいりましたが、令和4年度から、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、従来の局内組織から、知事をトップとする局横断組織に改組し、全庁を挙げて取組を推進していく体制としています。

この実行計画は推進会議の下に設置された県率先垂範部会が作成し、推進会議により審議され策定されたものです。

#### <広島県地球環境対策推進会議の構成員>

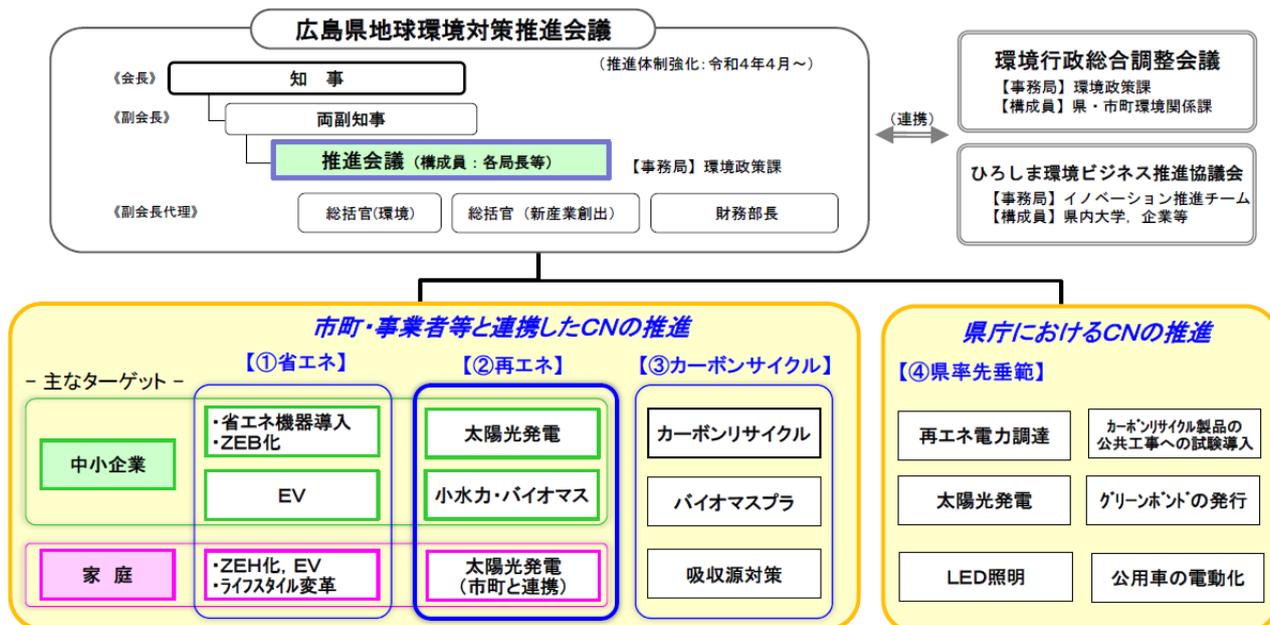
会長：知事

副会長：両副知事

推進会議構成員：各局長等

県率先垂範部会長：財務部長

#### <広島県地球環境対策推進会議の組織図>



### (2) 点検・評価・見直し体制

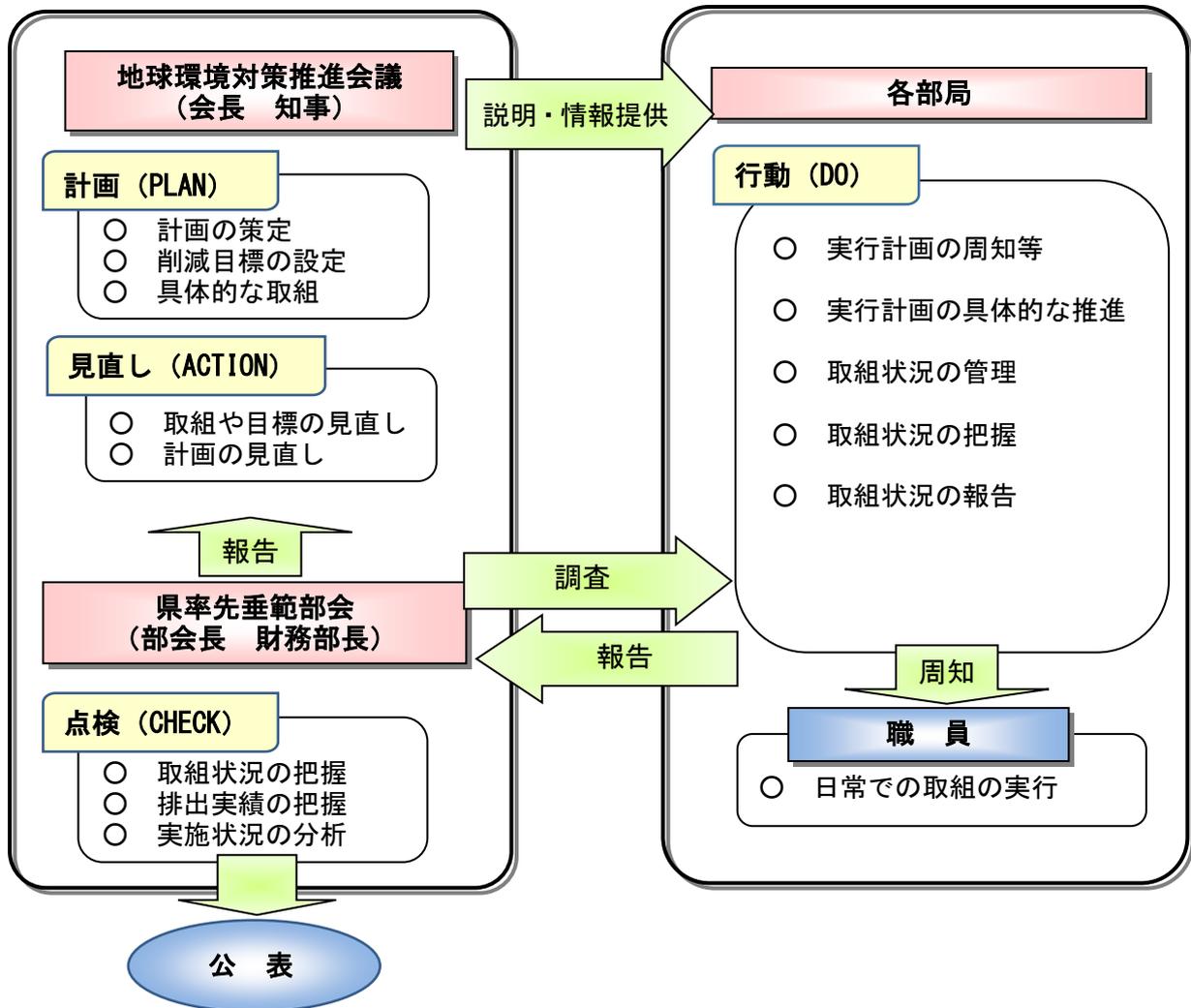
県実行計画の点検・評価・見直しについては、地球環境対策推進会議にて行います。

各部局は、実行計画の進捗状況を基に、具体的な取組を推進し、毎年度取組の実施状況を県率先垂範部会（事務局：環境政策課）に報告します。

県率先垂範部会はその取組の実施状況を取りまとめ、算定した温室効果ガス排出量やその分析結果とともに、地球環境対策推進会議に報告します。

県実行計画は、その点検の結果、計画見直しの必要性が生じた場合や、新たな国の動向など社会情勢の変化等が生じた場合等、必要に応じて見直しを行います。

実行計画の点検・評価・見直し体制（PDCA）



(3) 進捗状況の公表

実行計画の温室効果ガス排出量や目標達成状況については、毎年、ホームページや環境白書等により公表します。